

# 主任技術者の専任に係る取扱いについて

(令和5年1月1日改正)

建設業法施行令第27条第2項において、請負金額4,000万円以上の建設工事に配置される主任技術者の専任要件について、「密接な関係のある2以上の工事を同一又は近接した場所で施工する場合は、同一の主任技術者がこれら工事を管理することができる。」と規定されており、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」(25.2.5付国土建第348号国土交通省通知)により、具体的な取扱いが示されていたところであり、当市においても請負金額4,000万円以上(建築8,000万円以上)の建設工事に配置される主任技術者に求めている現場毎の専任の要件について、当分の間、緩和する特例措置を実施し、以下のとおり運用することといたします。

## 1 主任技術者の専任に係る緩和措置について

主任技術者の兼任を認める工事は、以下に掲げる全ての要件を満たす場合について兼任を認めるものとする。

ただし、距離、件数要件を満たしている場合においても、工事発注者が適切な施工が確保できないなどの理由で兼任が認められないと判断した工事については、要件を満たしていても、この特例措置の対象外とします。

- (1) 四国中央市内における工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場相互の、最も近い地点間の直線距離が **10km 以内**において同一の建設業者が施工する工事であること。
- (2) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、**2件まで**とする。
- (3) 四国中央市内において施工される、**国、県、民間等全ての発注者が発注する工事と市の工事との兼任を可**とします。

また、既に請負契約し工事に配置されている主任技術者と、今後、市が発注する工事の主任技術者との兼任についても、契約済の工事の発注者が兼任を可とする場合は認めるものとする。

(ただし、市以外の発注者が兼任を認めるかどうかは、各発注者に確認する必要がある。)

- (4) 入札公告、特記仕様書等に主任技術者の兼任を認めない旨の表記がないこと。
- (5) 低入価格調査の対象となる工事において、低入価格調査が実施された工事でないこと。

## 2 兼任手続きについて

今回の特例措置を適用し主任技術者が工事を兼任する場合は、次の「兼任のための手続き」により認めることとするが、市工事と市以外(国、県、NEXCO等)が発注する工事間の主任技術者の兼任も想定されることから、このような場合には、発注者間においても十分連絡・調整し、双方共に適切な施工を確保できるよう配慮が必要である。

### <一般競争入札における兼任のための手続き>

- ① 今回入札が行われる工事の参加を建設業者が検討する段階で、当該工事に配置する予定の主

任技術者が、既に先行して施工中の工事に配置されている場合は、先行工事の発注者に兼任の内諾又は承認を得る。

- ② 今回入札工事の応札に際し、主任技術者が先行工事と兼任する旨記入した文書等を提出し、兼任を申し出る。
- ③ 開札後、落札候補者が決定した段階で、工事発注者間で連絡し兼任を認める旨確認する。
- ④ 建設業者が先行工事との兼任を記入した文書等を提出し、今回工事の請負契約を行う。
- ⑤ 先行工事発注者にも、兼任することとなった旨文書等を提出する。

※ ③において、落札候補者の業者が、兼任を認められない工事を兼任予定としている場合は、業者に別の技術者の配置を求める。

<指名競争入札における兼任のための手続き>

- ① 今回入札が行われる工事に建設業者が指名された段階で、当該工事に配置する予定の主任技術者が、既に先行して施工中の工事に配置されている場合は、先行工事の発注者に兼任の内諾又は承認を得る。
- ② 開札・落札業者決定後、業者が先行工事との兼任を記入した文書等を提出、兼任を申し出る。
- ③ 工事発注者間で連絡し兼任を認める旨確認した上で、今回工事の請負契約を行う。
- ④ 先行工事発注者にも、兼任することとなった旨文書等を提出する。

※ ②において、兼任が認められない場合、業者に別の技術者の配置を求める。

※ ③の確認時に先行工事の発注者に了解が得られない等、申し出した技術者の配置ができない場合は、業者に別の技術者の配置を求める。

### 3 適用時期等

- ・ 本取扱通知以降に公告又は指名通知する工事を全て対象とし、当分の間、適用することとする。
- ・ 終期については、改めて通知する。

### 4 本取扱通知以前に配置されている主任技術者の兼任について

取扱通知以前に請負契約した工事に配置されている主任技術者と、通知以降に公告する工事の主任技術者との兼任についても、本取扱通知の要件を満たし、発注者が兼任を可とする場合は認めるものとする。

### 5 その他 留意事項

- ・ 今回の特別措置は、主任技術者配置工事に適用されるもので、監理技術者配置工事は対象外であることに留意すること。
- ・ 建設工事共同企業体（JV）による共同施工方式において、監理技術者配置工事である場合は、すべての構成員において技術者の兼任は認められない。（特例監理技術者を配置した場合を除く。）
- ・ 本取扱いは、四国中央市における取扱いを定めたものであり、他の工事発注者との連携・調整を十分に行い適切な施工を確保するとともに、他の工事発注者のルールにも配慮し、双方の円滑な事業執行に努めること。

# 主任技術者兼任事例の参考手続き

## ◆兼任のための手続き事例1（別紙：フロー図1）

- ・建設業者Aは、一般競争入札が行われる工事（イ）に参加予定
- ・落札業者になった場合は、施工中工事（ア）に配置している主任技術者を兼任配置する予定

### （1）先行工事（ア）：市工事 と 今回入札工事（イ）：市発注 の例

- ① 業者Aは、工事（ア）の監督員に「主任技術者の兼任承認願」を提出し、兼任の承認を得る。（承認した場合に受理する。）（フロー図②）
- ② 工事（イ）の応札時に提出する「現場代理人、主任（監理）技術者配置予定表」の兼任予定工事の有無欄に工事（ア）の工事内容を記入し契約検査課へ提出する。これで、工事（イ）の発注者（市）に兼任を申し出たこととなります。（フロー図③）
- ③ 工事（イ）の開札後、業者Aが落札候補者になった場合は、契約検査課が工事（ア）と工事（イ）の双方の監督員に連絡をとり主任技術者が兼任してよいか確認します。（フロー図④）（工事内容によっては、双方の監督員同士で確認していただくこともあります。）
- ④ 落札決定されたら、契約に必要なその他の書類と共に、工事（ア）と兼任することを記入した「現場代理人、主任（監理）技術者等について」を契約検査課に提出する。（フロー図⑥）
- ⑤ 契約検査課は、工事（イ）の請負契約を行い、当該工事の監督員へ写しを送付する。（フロー図⑦）（当該通知書の原本は、後日、契約検査課から契約書類一式と送付するので、事業担当課で契約書とともに保管する。）
- ⑥ 業者Aは、工事（ア）の監督員にも、「現場代理人、主任（監理）技術者等について」の写しを提出し、兼任することとなった旨の届を行う。（フロー図⑧）

### （2）先行工事（ア）：県工事 と 今回入札工事（イ）：市発注 の例

- ① 業者Aは、工事（ア）の発注者である県に、市工事（イ）と主任技術者が兼任したい旨相談し、県の指定の文書を提出する等、承認を得る。（フロー図②）
- ② 工事（イ）の応札時に提出する「現場代理人、主任（監理）技術者配置予定表」の兼任予定工事の有無欄に工事（ア）の工事内容を記入し契約検査課へ提出する。これで、工事（イ）の発注者（市）に兼任を申し出たこととなります。（フロー図③）
- ③ 工事（イ）の開札後、業者Aが落札候補者になった場合は、工事（ア）と（イ）の発注者間で連絡をとり主任技術者が兼任してよいか確認する。（フロー図④）（契約検査課で市監督員へ確認の後、土木事務所に確認しますが、内容により監督員同士で確認していただくこともあります。）
- ④ 落札決定されたら、契約に必要なその他の書類と共に、工事（ア）と兼任することを記入した「現場代理人、主任（監理）技術者等について」を工事（イ）の発注者、契約検査課に提出する。（フロー図⑥）
- ⑤ 契約検査課は、工事（イ）の請負契約を行い、当該工事の監督員へ写しを送付する。（フロー図⑦）（当該通知書の原本は、後日、契約検査課から契約書類一式と送付するので、事業担当課で契約書とともに保管する。）
- ⑥ 業者Aは、工事（ア）の発注者（県）にも、兼任することとなった旨の届を行う。必要な書

類等、具体的な手続きについては、県に確認する。(フロー図⑧)

### (3) 先行工事(ア)：市工事 と 今回入札工事(イ)：県発注 の例

- ① 業者Aは、工事(ア)の発注者である市の監督員に「主任技術者の兼任承認願」を提出し、兼任の承認を得る。(フロー図②)(承認した場合に受理する。)
- ② 工事(イ)の発注者である県に、市工事(ア)と主任技術者が兼務したい旨相談し、県の指定の文書を提出する等承認を得るとともに応札する。(フロー図③)
- ③ 工事(イ)の開札後、業者Aが落札候補者になった場合は、工事(ア)と工事(イ)の発注者間(土木事務所⇒契約検査課⇒監督員)で連絡をとり主任技術者が兼任してよいか確認されてくることになります。(フロー図④)
- ④ 落札決定されたら、契約に必要なその他の書類と共に、工事(イ)の発注者(県)からの指示を受け、県の指定の文書を提出するとともに、請負契約を締結する。(フロー図⑥⑦)
- ⑤ 業者Aは、工事(ア)の発注者(市の監督員)にも、県に提出した文書の写しを提出する等、兼任することとなった旨の届を行う。(フロー図⑧)(市の監督員は、提出のあった書類の写を、契約検査課へ送付する。)

#### ◆兼任のための手続き事例2(別紙：フロー図2)

- ・建設業者Aは、今回、指名(公募型)競争入札が行われる工事(イ)に参加することを検討。
- ・落札業者になった場合は、既に先行して施工中の工事(ア)に配置している主任技術者を兼任配置する予定。

### (1) 先行工事(ア)：市工事 と 今回入札工事(イ)：市発注 の例

- ① 業者Aは、工事(ア)の監督員に「主任技術者の兼任承認願」を提出し、兼任の承認を得る。(承認した場合に受理する。)その上で工事(イ)に応札する。(フロー図②③)
- ② 開札後、工事(イ)の落札業者に業者Aが決定した場合は、工事(ア)と兼任することを記入した「現場代理人、主任(監理)技術者等について」を工事(イ)の発注者である契約検査課に提出する。(フロー図④⑤)
- ③ 契約検査課で工事(ア)と工事(イ)の双方の監督員に連絡をとり主任技術者が兼任してよいか確認します。(フロー図⑥)  
(工事内容によっては、双方の監督員同士で確認していただくこともあります。)
- ④ 契約検査課は、工事(イ)の請負契約を行い、当該工事の監督員へ写しを送付する。(フロー図⑦)
- ⑤ 業者Aは、工事(ア)の監督員にも、「現場代理人、主任(監理)技術者等について」の写しを提出し、兼任することとなった旨の届を行う。(フロー図⑧)

### (2) 先行工事(ア)：県工事 と 今回入札工事(イ)：市発注 の例

- ① 業者Aは、工事(ア)の発注者である県に、市工事(イ)と主任技術者が兼任したい旨相談し、県の指定の文書を提出する等、承認を得る。その上で工事(イ)に応札する。(フロー図②③)

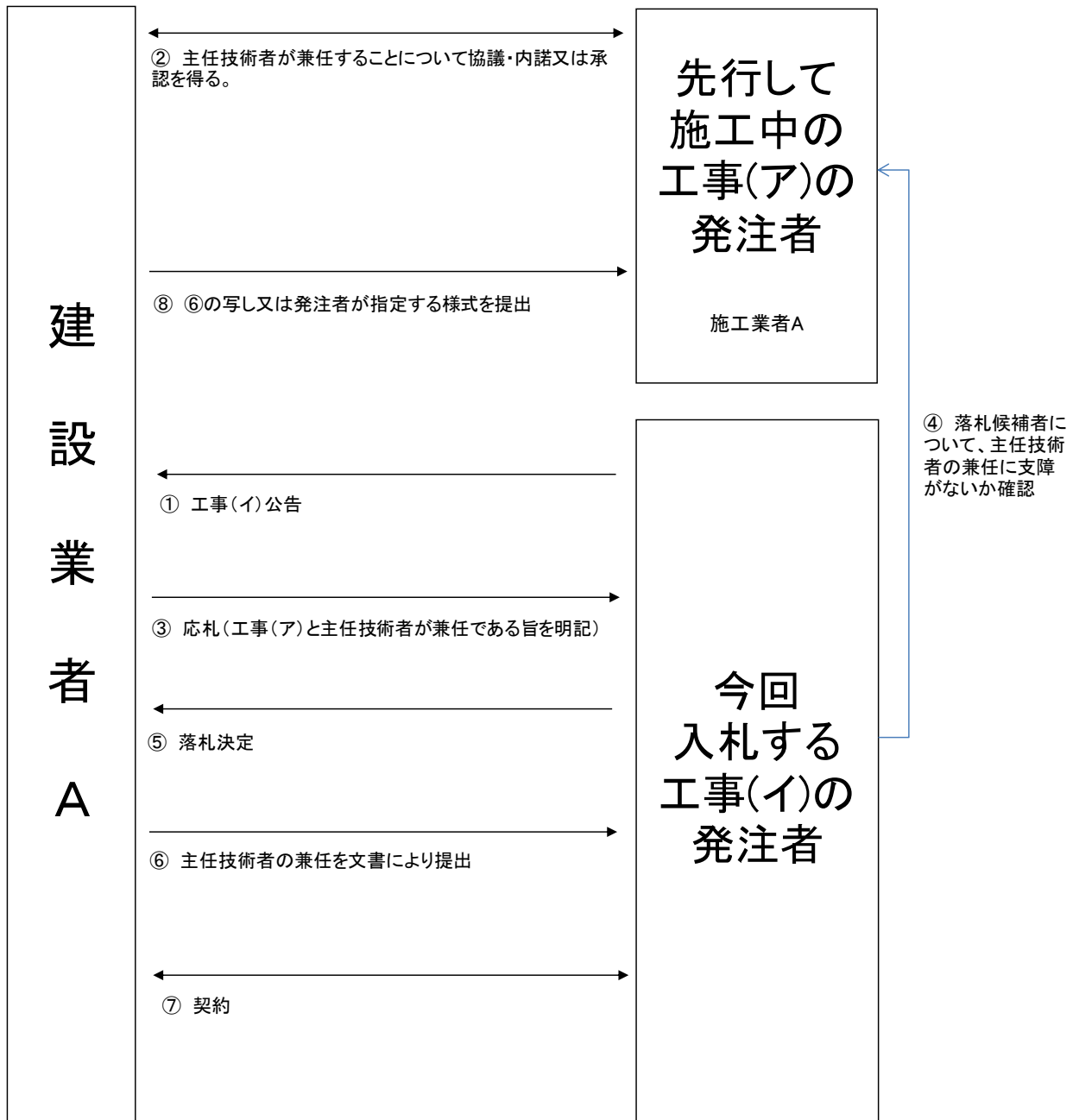
- ② 開札後、工事（イ）の落札業者に業者Aが決定した場合は、工事（ア）と兼任することを記入した「現場代理人、主任（監理）技術者等について」を工事（イ）の契約検査課に提出する（フロー図④⑤）
- ③ 工事（ア）と工事（イ）の発注者間で連絡をとり主任技術者が兼任してよいか確認する。（フロー図⑥）（契約検査課で市監督員へ確認の後、土木事務所に確認しますが、内容により監督員同士で確認していただくこともあります。）
- ④ 契約検査課は、工事（イ）の請負契約を行い、当該工事の監督員へ写しを送付する。（フロー図⑦）  
（当該通知書の原本は、後日、契約検査課から契約書類一式と送付するので、事業担当課で契約書とともに保管する。）
- ⑤ 業者Aは、工事（ア）の発注者（県）にも、兼任することとなった旨の届を行ってください。具体的な手続きについては、県に確認する。（フロー図⑧）

### **(3) 先行工事(ア)：市工事 と 今回入札工事(イ)：県発注 の例**

- ① 業者Aは、工事（ア）の発注者である市の監督員に「主任技術者の兼任承認願」を提出し、兼任の承認を得る。（フロー図②）（承認した場合に受理する。）
- ② 工事（イ）の発注者である県に、市工事（ア）と主任技術者が兼務したい旨相談し、県の指定の文書を提出する等承認を得た上で、応札する。（フロー図③）
- ③ 開札後、工事（イ）の落札業者に業者Aが決定した場合は、工事（イ）の発注者（県）からの指示を受け、業者Aが県の指定の文書を提出する等してください。（フロー図④⑤）
- ④ 工事（ア）と工事（イ）の発注者間（土木事務所⇒契約検査課⇒監督員）で連絡をとり主任技術者が兼任してよいか確認することになります。（フロー図⑥）
- ⑤ 発注者（県）からの指示により工事（イ）の請負契約を行う。（フロー図⑦）
- ⑥ 業者Aは、工事（ア）の発注者（市の監督員）にも、県に提出した文書の写しを提出する等、兼任することとなった旨の届を行う。（フロー図⑧）（市の監督員は、提出のあった書類の写を、契約検査課へ送付する。）

## 主任技術者兼任事例フロー図1（一般競争入札の場合）

- ・ 建設業者Aは、工事(ア)を受注し、施工中である。
- ・ 今回、工事(イ)の一般競争入札が行われる。
- ・ 建設業者Aは工事(イ)の入札に参加し、落札後は工事(ア)(イ)の主任技術者を兼任させる予定である。



## 主任技術者兼任事例フロー図2（指名競争入札の場合）

- ・ 建設業者Aは工事(ア)を受注し、施工している。
- ・ 今回、工事(イ)の指名競争入札が行われる。
- ・ 建設業者Aは工事(イ)の入札業者に指名されており、落札後は工事(ア)(イ)の主任技術者を兼任させる予定である。

